

一般社団法人桃源文庫日本学研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人桃源文庫日本学研究所と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県東松山市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本学（日本を中心とする歴史、文化及び文学）に関する研究の推進を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 日本学研究推進の基盤整備
- (2) 日本学講演会の開催
- (3) 日本文学、日本史、日本琴学史等に係る著作等の収集、保存及び管理並びに書籍等の出版
- (4) 紀要、会報誌等の刊行
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(社員の資格の取得等)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次項の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

2 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認

を受けなければならない。

3 社員は研究組織たる当法人の所属研究者とする。

4 社員については、大学設置基準に準拠して職階を定めるものとし、その職階は教授、准教授及び研究員とする。

(経費負担)

第6条 社員は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の経費を負担する義務を負う。

(任意退社)

第7条 社員は、別に定めるところにより届出をすることにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(社員の資格の喪失)

第8条 前条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の経費負担義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

第3章 社員総会

(定時社員総会)

第9条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

(権限)

第10条 社員総会は、法令で定める事項のほか、第6条の経費負担に関する事項について決議する。

(招集)

第11条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故がある場合には、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。

(議事録)

第13条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設定)

第14条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

(理事長及び事務局長)

第15条 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における代表理事とする。

2 理事のうちから1名を事務局長とすることができ、事務局長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

3 理事長及び事務局長は、理事会の決議によって定める。

(理事の選任の制限)

第16条 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(職務執行状況報告)

第18条 理事長及び事務局長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第19条 当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(所長及び顧問)

第20条 当法人に所長1名を置き、理事長がこれを兼務する。

2 当法人には、顧問を置くことができる。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第21条 当法人に、理事会を置く。

(招集)

第22条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の決議の省略)

第24条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第26条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産)

第29条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第8章 附則

(設立時役員)

第30条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 上原作和

設立時理事 関口崇史

設立時理事 池田大輔

設立時代表理事 上原作和

設立時監事 上野理恵

(設立時社員)

第31条 設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

埼玉県新座市栄一丁目5番4号

設立時社員 上原作和

埼玉県東松山市松葉町一丁目16番2号

設立時社員 関口崇史

神奈川県海老名市上今泉二丁目2番37号

設立時社員 池田大輔

神奈川県川崎市中原区井田一丁目36番7号

メゾンアルシオネ105

設立時社員 上野理恵

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人桃源文庫日本学研究所設立のため、設立時社員 上原作和 外3名の定款作成代理人 行政書士 瀬川宏は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成26年1月10日

設立時社員 上原作和

設立時社員 関口崇史

設立時社員 池田大輔

設立時社員 上野理恵

定款作成代理人

東京都八王子市元八王子町一丁目347番地2

行政書士 瀬川宏

平成26年2月26日

理事会の選任により、代表理事を任命する。

代表理事 関口崇史

平成27年12月25日

理事会、および社員総会の議決任により、主たる本部事務所を東松山市に変更する。